

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 3 月 3 日

下呂市長 服部 秀洋

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

菅田地区

（菅田 1 区、菅田 2 区、菅田 3 区、菅田 4 区、菅田 5 区、菅田 6 区、菅田 7 区、菅田 8 区、菅田 9 区、菅田 10 区、菅田 11 区、登呂瀬）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 2 年 3 月 3 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

3 経営体数

法 人 経営体数	2
個 人 経営体数	1
集落営農（任意組織）	0

4. 対象地区の課題

別添のとおり

5. 対象地区内における中心経営体への農地集約化に関する方針

別添のとおり

6. 5 の方針を実現させるために必要取り組みに関する方針（地域農業の将来のあり方）

別添のとおり

人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
下呂市	旧金山町菅田 (菅田笹洞、菅田桐洞)	R2.3.3	H31.3.3

1.対象地区の現状

人・農地プランの対象農地の面積		63.4ha			
意向把握方法	農地台帳(権利設定済農地)	54.9ha	87%		
	アンケート	回答あり	4.5ha	実施率 11%	回答率 63%
		回答なし	2.7ha		
	アンケート未実施		1.2ha	2%	
①担い手が耕作する農地面積		54.9ha	87%	91%	
②(非担い手の)中心経営体が耕作する農地面積		.0ha	0%		
③貸出希望の農地面積		3.0ha	5%		
④「耕作者年齢59歳以下」又は「後継者あり」農地面積		1.2ha	2%		
⑤「耕作者年齢60歳以上後継者なし」農地面積		.1ha	0%		
⑥「耕作者年齢70歳以上後継者なし」農地面積		.0ha	0%		
⑦「耕作者年齢80歳以上後継者なし」農地面積		.0ha	0%		
⑧「転用したい」又は「耕作しない(できない)」農地面積		.1ha	0%		
⑨意向が確認できていない農地面積		3.9ha	6%		

2.対象地区の課題

- ・プラン対象農地を遊休化させないことが重要。
- ・畦畔の維持管理について、多面的機能支払い交付金、中山間地域直接支払制度等を活用し、農地所有者の協力体制を構築する。
- ・個人の兼業農家が高齢化したときの、農地の維持管理。(担い手のキャパオーバー)
- ・山間部の耕作放棄地が増加している。
- ・獣害被害が拡大している。

3.対象地区内における中心経営体への農地集約化に関する方針

- ・農地の出し手は、原則として農地中間管理機構を活用する。
- ・当該地域の中心経営体へ集約する。

4.3の方針を実現させるために必要な取り組みに関する方針

- ・多面的機能支払交付金及び、中山間直接支払制度に関わる組織、農事改良組合長会等の地域における十分な話し合いのもと、当該地域の中心経営体による持続可能な地域づくりを目指す。
- ・兼業農家に対しての支援策を講じ、畦畔の維持管理等において担い手の負担を軽減させる。

5.地区内の中心経営体

属性	経営体(氏名)	年齢	構成員(従業員)	後継者	経営規模			農業を営む範囲
					経営内容(作目)	経営面積 ^a	頭数(ほか)	
菅田-1 認農法	(有)すがたらいす(中島 悠)	40	3(3)	-	水稲、大豆、飼料米	5343		菅田、田島、東沓部
菅田-2 認農法	(株)佐古牧場(佐古 健)	41	4	-	肉用牛、飼料作物、水稲	1092	339頭	菅田、金山、戸部、東沓部
菅田-3 認農	星屋 隆茂	71	2	-	肉用牛、飼料作物、水稲	126	24頭	菅田桐洞

【記載上の注意】

※ 「属性」には、認定農業者は「認農」、法人は「法」、集落営農は「集」、認定新規就農者は「認就」と記載します。

※ 「経営体(氏名)」には、法人経営、集落営農など組織経営体の場合は、その組織経営体の名称を記載し、括弧書きで組織経営体の代表者名を記載します。

6.貸出希望の農地の筆数および面積

m²

地区名	田		畑		計
	筆数	面積	筆数	面積	面積
金山町菅田笹洞	31	21256	1	482	21,738
金山町菅田桐洞	9	8353			8,353
合計	40	29,609	1	482	30,091